

平成30年第5回臨時会

天栄村議会会議録

平成30年10月12日 開会

平成30年10月12日 閉会

天栄村議会

平成30年第5回天栄村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (10月12日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集挨拶	4
報告第1号の上程、説明、質疑、採決	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
閉会の宣告	10

第 5 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

平成30年第5回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

平成30年10月12日（金曜日）午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集挨拶
日程第 4 報告第1号 専決処分の報告について
日程第 5 議案第1号 工事請負契約の締結について
日程第 6 議案第2号 平成30年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 浄 精 司 君
建 設 課 長	内 山 晴 路 君	学 校 教 育 長 課	櫻 井 幸 治 君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼
議事會
事務局
長

伊藤 栄 一

書記 星 千 尋

書記 大須賀 久 美

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 本日は公私ともにご多忙のところ、平成30年第5回天栄村議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成30年第5回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

これより平成30年第5回天栄村議会臨時会を開会いたします。

（午後 2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 小山克彦君

6番 揚妻一男君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長、小山克彦君からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 本臨時会についての会期の報告を申し上げます。

本日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成30年第5回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りをお願いします。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集挨拶

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、ここで村長より平成30年第5回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 本日、ここに平成30年天栄村議会第5回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は報告1件、議案2件をご提案いたしましてご審議を願うものでありますが、その大要をご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告につきましては、福島県市町村総合事務組合規約の一部変更を専決処分したため、報告するものであります。

議案第1号 工事請負契約の締結につきましては、通学路の安全確保及び冠水防止のための児渡滝田線道路改良工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 平成30年度天栄村一般会計補正予算につきましては、天栄中学校吹奏楽部が全国大会に出場する経費等及び道路維持に要する経費として歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ49億5,544万8,000円とするものであります。

以上提案いたしますので、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成30年10月12日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の挨拶を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 1 ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年10月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第4号 福島県市町村組合総合事務組合理約の変更について。

専決第4号 専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された村長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年9月26日、天栄村長、添田勝幸。

福島県市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、福島県市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

記。

福島県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約。

福島県市町村総合事務組合理約（昭和54年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（会計管理者）

第9条の2、組合に会計管理者を置く。

第2項、会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

第10条及び第11条を次のように改める。

（事務局の設置及び職員）

第10条、組合に事務局を設け、職員を置く。

第2項、前項の職員は、管理者がこれを任免する。

第3項、第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

（監査委員）

第11条、組合に監査委員2人を置く。

第2項、監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから、それぞれ1名を選任する。

第3項、監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、

議員のうちから選任される者であっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4項、識見を有する者のうちから選任される監査委員は、非常勤とする。

附則。

この規約は、知事の許可のあった日以後、新たに監査委員の任期が開始する日から施行する。

専決処分の内容についてご説明を申し上げます。

報告第1号説明資料をご覧くださいと思います。

まず、今回この規約変更の理由でございますが、地方自治法の改正によりまして、監査制度が充実、強化されたことに伴い、監査委員の選任の方法等について所要の変更を行うものでございます。

また、会計管理者及び事務局の条項についてもあわせて整理するものでございます。

新旧対象表、下が現行、上が改正案となっております。現行の中では、会計管理者について、第11条事務局の設置及び職員の中で「会計管理者を置き」というふうなことで、ここで会計管理者について定めておりましたが、改正案では、第9条の2といたしまして会計管理者についての記述を独立させております。

また、第10条でございますが、事務局の設置及び職員ということで、これまで現行では第11条で会計管理者と職員ということでそれぞれ規定していたところでございますが、改正案では11条で独立しまして、こちらも事務局の設置及び職員についての規定をしております。

また、第11条でございますが、これまで現行では第10条の中で「組合に監査委員3人を置く」、そしてその監査委員は管理者が組合の議会の同意を得て組合議員の中から選任をしておりました。改正案につきましては、監査委員を2名置くということで、その2名のうち1名につきましては識見を有する者、そしてもう1名につきましては議員のうちからそれぞれ1名を選任する、このように改正を行っております。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を省略して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第1号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年10月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、契約の目的、児渡滝田線道路改良工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、5,140万8,000円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、380万8,000円。

4、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字八十内18。

氏名、株式会社八木沼組。代表取締役、八木沼文彦。

説明資料の6ページをお願いしたいと思います。

工事請負仮契約書でございます。

まず、平成30年10月1日付で株式会社八木沼組との間で仮契約を締結したところでございます。

次の7ページをご覧ください。

こちら入札の経過書でございます。

入札につきましては、平成30年9月28日に入札を行いまして、その入札の際の経過でございます。

次のページをお開きください。

8ページでございますが、こちらは入札に参加した業者の指名及び開札の結果でございます。

次のページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらは平面図でございます。こちらは今回の工事の概要が記載されておりました、平面

図でございますが、下側が北側になります。右側が西側となりまして、上流側となります。計画の延長としましては、上のほうに記載してございますが、175メートルとして計画しております。水路の断面としましては、上流側が1メートルほど、下流側が1.2メートルほどの幅の水路を計画しております。

提案理由についてご説明を申し上げます。

村道児渡滝田線につきましては、かねてから土側溝や大小さまざまな水路が設置されておりまして、また道路から低い位置に設置されているということで、その影響から道路の幅員も狭く、大雨や台風などの際には道路が冠水するなどの状況でございました。このため、水路の大型化により道路の冠水を防止し、あわせて道路の有効幅員を広げ、歩行者の安全の確保を図るための工事を実施するためのものがございます。

説明は以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第2号 平成30年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 5ページをお願いいたします。

議案第2号 平成30年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成30年度天栄村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,544万8,000円とする。

平成30年10月12日提出、天栄村長、添田勝幸。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、19款繰入金、2項基金繰入金、5目がんばれ天栄応援基金繰入金、補正額183万2,000円。

歳出、8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額70万円。こちらにつきましては使用料でございますが、今年台風等が多く、その復旧のため重機借り上げも多くなったため予算を補正するものでございます。

2目道路新設改良費、補正額70万円の減。こちら舗装点検委託料のほうで額が確定したため減額するものでございます。

10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、補正額183万2,000円。こちら負担金、補助及び交付金ということで各種大会出場補助金でございます。内容といたしましては、天栄中の部活のほうで全国大会、東北大会、県大会等が決定したためのものでございます。

まず、吹奏楽部でございますが、それぞれ大会の審査を経まして11月に3つのコンテストで全国大会への出場が決定いたしました。会場はそれぞれ郡山市、千葉市、東京都文京区となっております。また、女子駅伝につきましては県大会で2位となりまして、全国大会への出場は逃したところではございますが、福島市で開催される東北大会の出場が決定いたしました。またサッカー部につきましては、福島市で開催される県大会への出場が決定いたしました。

これら大会に出場するための補助金としまして補正するものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

平成30年10月12日招集の平成30年第5回天栄村議会臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成30年第5回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時21分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月17日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 小 山 克 彦

署 名 議 員 揚 妻 一 男

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	専決処分の報告について	10月12日	-
議案1号	工事請負契約の締結について	10月12日	原案可決
2号	平成30年度天栄村一般会計補正予算について	10月12日	原案可決